

令和7年度多様な働き方実践企業認定制度PR動画制作業務委託に係る質問及び回答

番号	該当文書	該当箇所 (頁等)	質問内容	回答
1	仕様書	P1 4	取材先企業の概要を教示いただけないでしょうか。	取材先企業候補については、プライム企業から選定する予定ですがまだ決まっておられません。 現時点で39社認定されておりますが、10/1付けで新たに認定される企業も想定されております。 現時点の認定企業は以下のHPを参照してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/r7nintei.html
2	仕様書	P3 6	「本委託業務に従事する者について、業務管理、関係者との連絡調整、原稿執筆、デザイン、監修など業務従事体制とそれぞれの役割、スケジュールを明確にし、事前に県に報告すること」とあるが、原稿執筆とは具体的にどの内容の執筆を想定しているのでしょうか。	今回は動画制作の委託であり、「原稿執筆」とは、動画の構成やシナリオ作成を想定しております。
3	その他		再委託(再々委託)は可能でしょうか。また、その際の条件を教えてください。	再委託は原則として禁止とさせていただいております。ただし、契約締結後、あらかじめ書面による承諾を得た場合に限って認められています。契約書案を添付しますので御確認ください。 また、企画提案競技実施要項の「7 企画提案書等の提出」の(1)ウ(エ)のとおり、委託料の見積書に、再委託先、再委託内容、金額を明記してください。 なお、この委託業務の内容で、再々委託は想定しておりませんが、もし再々委託が必要である場合には、契約締結後に協議の上その可否を決定します。再(々)委託の可否については、①対象とする業務の範囲・内容、②必要性、③再(々)委託先の適正性などを元に総合的に判断します。 (契約書案) https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/272323/r7tayoudougakeiyakushoan.pdf
4	その他		再委託の範囲を教えてください。例えば、撮影のカメラマンや動画編集者をフリーランス等の個人事業者に発注することは再委託にあたるでしょうか。	再委託の範囲は個別の御相談になりますが、お尋ねの例は、再委託に該当すると考えます。